

# 第 2 次伊豆市総合計画 後期基本計画策定方針(案)

## 目 次

- 1 策定にあたっての基本的な考え方 . . . . . 1
- 2 計画の構成と期間 . . . . . 3
- 3 計画策定の体制 . . . . . 4

令和 3 年 2 月

伊 豆 市

## 1 策定にあたっての基本的な考え方

---

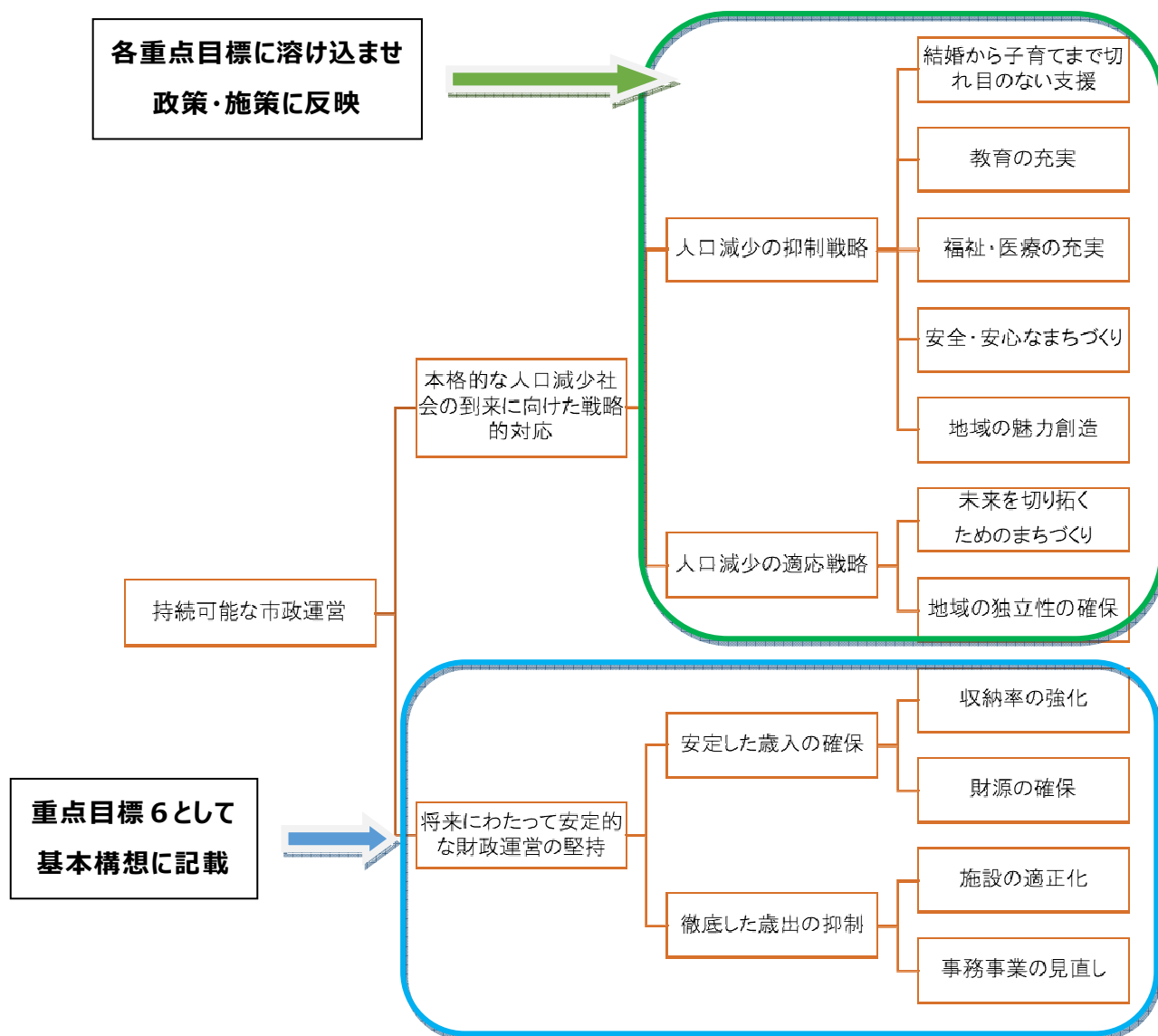
次の基本姿勢により計画策定にあたる。

1. 人口減少対策をベースとしたまちづくり  
第2期総合戦略としっかりと連携し、複数の施策の連携展開や既存事業の横展開により事業コストを抑え、効果のある施策を盛り込んでいく。
2. 新市建設計画や財政シミュレーションを踏まえたまちづくり  
財政シミュレーションにおける大型事業を始め、今後5年間にしっかりと推進していく事業の精査を行った上で、施策構成・内容を調整していく。
3. ポストコロナ社会に対応したまちづくり  
今後の社会情勢や国県の将来見通しを踏まえ、地方の安全安心をしっかりと守りつつ、地方の暮らしの価値を上げ、誇りを醸成していく。

これらを踏まえ、

- (1) 市が何を目指し、何がしたいのかという、まちづくりの目標を明確にし、市民と行政が目標を共有できる、わかりやすいメッセージを込めた計画づくりを進める。
- (2) 厳しい財政状況の中で、限られた行政資源を最適配分するため、選択と集中に配慮するとともに、持続可能な自治体経営の実現に向け、市の現状にあった実効性のある計画づくりを進める。
- (3) 本市の課題や社会経済環境の変化を的確に把握し、時代のニーズに対応した計画づくりを行う。

## ■令和3年度以降当初予算スキーム



令和3年度以降、新市建設計画に基づく重要事業が本格化する中、総合計画後期基本計画においても上図を活用し、策定を進める。

合併特例債の発行期限終了等を見据え、将来にわたって安定的な財政運営の堅持していくことや、土地利用構想に居住誘導地区を加えるため、基本構想を一部改定する。

主要事業による大型予算完了後のシビアな行財政運営の一面を見せる一方各地区の将来像をしっかりと示し、まちの形であるネットワーク型コンパクトタウンの基盤を完成させる。

## 2 計画の構成と期間

総合計画は、基本構想と基本計画により構成するものとする。

### (1) 基本構想

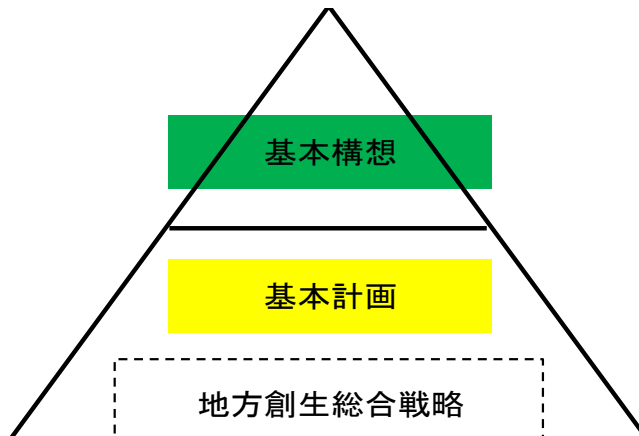
基本構想は、市のまちづくりの基本的な理念であり、将来像及び基本目標を示す。

計画期間は、長期的な展望にたったまちづくりをめざす10年間（平成28年度～令和7年度）とする。

### (2) 基本計画

基本計画は、基本構想における将来像及び基本目標を踏まえた市のまちづくりの基本的な計画であり、施策の方向及び体系を示す。

計画期間は、基本構想の中間年を目途とし、平成28年度から令和2年度までの5年を前期計画期間、令和3年度から令和7年度までの5年を後期基本計画期間とする。なお、施策の効果的な展開を図るため、施策評価等により必要な時点で見直しを図るものとする。



H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
基本構想〔10年〕									
前期基本計画〔5年〕					後期基本計画〔5年〕				

### 3 計画策定の体制

---

#### (1) 市民参加

市民の意見を計画に反映させるため、次に掲げる手法等を実施する。

##### ① 市民アンケート調査の実施

住民基本台帳からの無作為抽出により、市民意識、ニーズ、施策満足度・必要度等の調査を実施する。

##### ② 分野ごとの意見聴取の実施

子育て世代、未来塾等を活用した未来会議、高校生の意見聴取、職員有志による研修会、都市計画マスタープラン策定にかかる意見聴取へのオブザーバー参加など、幅広い意見を計画に反映させるため、伊豆市の将来像等の意見集約を図る。

##### ③ パブリックコメントの実施

幅広く市民意見を求め、計画に反映させるため、パブリックコメントを実施する。

##### ④ 学識経験者への意見聴取

社会経済環境の変化を的確に把握し、時代のニーズに対応した計画づくりを行うため、伊豆市を良く知る学識経験者に助言をいただく。

#### (2) 総合計画審議会

伊豆市総合計画条例（平成26年条例第9号）に基づき、計画の策定に関し「伊豆市総合計画審議会」に諮問し、答申を受けるものとする。

メンバーは別紙のとおり

#### (3) 庁内体制

##### ① 総合計画策定委員会

計画の策定を円滑に推進するため、別に定める規程に基づき「伊豆市総合計画策定委員会」を設置するものとする。

##### ② 総合計画幹事会

課長級職員で構成し、内容について確認・調整する。

##### ③ 総合計画専門部会

各課担当職員により、内容について確認・調整する。

■ 策定体制のイメージ

